

令和元年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和元年9月6日 午前10時06分 開会
午後 0時41分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教育部長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義	代表監査委員	宅康次

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 2番 梨本洪瑠

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 報第6号 平成30年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について

- 日程第4 報第7号 平成30年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第5 認第1号 平成30年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第6 認第2号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第3号 平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第4号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第5号 平成30年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第6号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第7号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第8号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第9号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第10号 平成30年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議第44号 葛城市忍海集会所の指定管理者の指定について
- 日程第16 議第45号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第17 議第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第18 議第47号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第48号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第49号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第50号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第51号 葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第52号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第24 議第53号 令和元年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第25 議第54号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第26 議第55号 令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時06分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和元年第3回葛城市議会定例会を開催いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、令和元年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会も議員各位の各段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第26までの24議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例の一部改正の新旧対照表を議席に配付しておりますのでご承知おき願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付しておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会教育長より、教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されており、既に議員各位に配付いたしておりますのでご報告いたします。

次に、閉会中に開催されました特別委員会の審査状況について各委員長より報告を願います。

まず初めに、旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について報告を願います。

14番、下村正樹委員長。

下村旧町時代における未処理金調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました、第18回の旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

第18回目の委員会については、7月19日に開催しております。委員会では、元職員の方など6名の証人に出席を求め、収入役名義の通帳や収入役の公印の管理に関することや、未処理金の発生経緯や未処理金の管理に関することなどについて証言をしていただいております。なお、委員会といたしましては、この未処理金の問題について適正に処理し、再発を防止するため、一刻も早くその真相を究明し、市民の皆様にご報告をしなければならないという思いのもと、調査を進めてまいります。

以上で閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

藤井本議長 次に、議会改革特別委員会の審査状況について報告願います。

1番、杉本訓規委員長。

杉本議会改革特別委員長 改めましておはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

委員会につきましては7月26日に開催し、議会改革に関する事項等についてと題し、議員研修の充実・強化、市民懇談会、政務活動費、政治倫理条例の内容検討、タブレット端末導

入による議会のICT化について協議を行っております。

その中で、議員研修の充実強化については、研修会を今年度中に実施することを確認し、去る8月28日に幼児教育・保育の無償化の制度概要についてを研修テーマに、議員研修会を開催いたしました。その他の項目についても、引き続き議会改革特別委員会として協議を進めることを確認しております。

今後も葛城市議会として、できることから議会改革を進めていくということを申し添えまして、閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

以上でございます。

藤井本議長 閉会中に開催されました委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております1件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告は終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年第3回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会におきましてご提案させていただきました案件は、報告案件が2件、認定案件が10件、議決案件が12件、合わせて24件でございます。各案件を提案いたす際に、それぞれの内容につきましてご説明を申し上げますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

藤井本議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、杉本訓規君、2番、梨本洪瑠君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

15番、西川弥三郎委員長。

西川議会運営委員長 おはようございます。令和元年第3回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る8月28日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果につきましてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、報第6号及び日程第4、報第7号の2件につきましては、報告案件でご

ざいます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

続きまして、日程第5、認第1号から日程第14、認第10号までの決算認定10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第15、議第44号の指定管理者の指定につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第45号から日程第22、議第51号までの条例の制定及び一部改正7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第45号、議第46号、及び議第48号の3議案を、厚生文教常任委員会には議第47号、議第49号、議第50号及び議第51号の4議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第52号、損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、上程し、内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第24、議第53号から日程第26、議第55号までの補正予算3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し審査を付託いたします。なお、委員の定数は8名といたしますので、会派の調整等を図って委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日9月6日から27日までの22日間とし、10日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。11日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。12日午前9時30分より総務建設常任委員会、13日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。17日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。19日、20日、24日の3日間は、いずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催いたします。25日と26日は予備日とし、27日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われた各常任委員会における調査事項についての審査状況を、それぞれ委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては、各委員長より審査結果について報告を願ひ、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案等につきましては、お手元に配付のとおり1件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

藤井本議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日6日から27日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日6日から27日までの22日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議案審議に移ります。

日程第3、報第6号、平成30年度葛城市決算に基づく健全化判断比率報告について、及び日程第4、報第7号、平成30年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第6号及び報第7号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第6号、平成30年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、各地方公共団体はこの健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階や、財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなります。

それでは、本市の健全化判断比率について、ご説明させていただきます。

1つ目の比率であります実質赤字比率。この比率は、本市におきましては一般会計、学校給食特別会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、霊苑事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。本市の場合は実質収支は黒字であり、実質赤字額はございません。

2つ目の比率である連結実質赤字比率。この比率は、先ほどの一般会計等に公営事業会計を加え、本市の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、本市の場合、実質収支は黒字であり、連結実質赤字額はございません。

3つ目の比率であります実質公債費比率。この比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市の場合、平成28年度、平成29年度、平成30年度の3カ年平均で7.3%であり、これは早期健全化基準である25%を下

回っております。

4つ目の比率である将来負担比率。この比率は、本市の全会計に本市が加入している一部事務組合、広域連合等、さらに葛城市土地開発公社も含め、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、本市の場合は57.3%であり、これは早期健全化基準である350%を大きく下回っております。

このように、平成30年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階と判断されるわけでございます。今後の財政運営につきましては、合併特例債など、市債の償還額の増加が見込まれますので、引き続き歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えているものでございます。

次に、報第7号、平成30年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、平成30年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引額は10万7,000円と黒字となっておりまして、資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、歳入におきましては、一般会計から7億1,400万円の繰り入れをいたしておりますので、今後も水洗化率の向上に努めるとともに、下水道使用料金の確保、効率的な維持管理を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。

また、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県水の受水費用等の未払金を含む流動負債1億5,742万2,000円に対しまして、現金預金等の流動資産は18億9,242万円でございます。流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、今後は浄水施設や老朽管の耐震改良、更新、補修工事等に多額の費用を要する時期を迎える中、今まで以上に事業の効率化に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

藤井本議長 次に監査委員より、報第6号及び報第7号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次君。

宅 代表監査委員 おはようございます。7月1日付で監査委員に就任いたしました、宅康次です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成30年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査結果について報告いたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。

審査の概要及び意見については、お手元に配付しております意見書のとおりであります。

審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類について、適正に作成されているものと認められました。

葛城市においては、健全化判断比率に係る実質公債費比率や、将来負担比率などの4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営

健全化基準をクリアしている健全な財政状況であるものの、基金残高の減少に加え、償還金の返済額の増加に伴い、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要と考えられます。

今後とも、行財政改革を積極的に推進されるとともに、行政評価による事業の合理化の推進を図り、より一層効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について、徹底した削減、合理化に努めていただきたい。さらに、新たな財源を確保するとともに市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進されるよう要望いたします。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく吉村優子。

以上でございます。

藤井本議長 ありがとうございます。以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件については法の規定により報告のみでございますのでご了承願います。

次に、日程第5、認第1号から日程第14、認第10号までの決算認定10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

市長。

阿古市長 ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、平成30年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は150億9,066万9,999円で、予算現額に対する収入率は90.1%でございます。また、歳出決算額は147億2,049万1,538円で、予算現額に対する執行率は87.9%となっております。歳入歳出差引残額は3億7,017万8,461円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億193万72円を差し引いた実質収支額は1億6,824万8,389円でございます。なお、本年度の基金の増減につきましては1億5,239万1,000円の減額となっております、平成30年度末の現在高は44億3,154万3,000円となっております。

次に、認第2号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は37億9,014万8,574円で、予算現額に対する収入率は99.1%でございます。また、歳出決算額は36億9,493万8,587円で、予算現額に対する執行率は96.6%となっております。歳入歳出差引残額は9,520万9,987円で、実質収支額も同額でございます。なお、本年度中の基金の増減はなく、平成30年度末の現在高は1億52万3,000円となっております。

次に、認第3号、平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は28億4,043万3,317円で、予算現額に対する収入率は

100.3%でございます。また、歳出決算額は27億2,616万6,615円で、予算現額に対する執行率は96.3%となっております。歳入歳出差引残額は1億1,426万6,702円で、実質収支額も同額でございます。なお、本年度の基金の増減につきましては911万4,000円の増額となっております。平成30年度末の現在高は5,495万1,000円となっております。

一方、介護サービス事業勘定では歳入歳出決算額はともに2,406万4,162円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに85.9%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は15億5,683万3,844円で、予算現額に対する収入率は98.3%でございます。また、歳出決算額は15億5,672万7,029円で、予算現額に対する執行率は98.3%となっております。歳入歳出差引残額は10万6,815円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、平成30年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億4,941万7,512円で、予算現額に対する収入率は96.8%でございます。また、歳出決算額は3億4,916万4,666円で、予算現額に対する執行率は96.8%となっております。歳入歳出差引残額は25万2,846円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は104万3,241円で、予算現額に対する収入率は103%でございます。また、歳出決算額は103万3,656円で、予算現額に対する執行率は99.4%となっております。歳入歳出差引残額は9,585円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,200万5,100円で、予算現額に対する収入率は70.6%でございます。また、歳出決算額は1,100万4,890円で、予算現額に対する執行率は64.7%となっております。歳入歳出差引残額は100万210円で、実質収支額も同額でございます。なお、本年度中の基金の増減につきましては196万4,000円の増額となっております。平成30年度末の現在高は2億5,577万6,000円となっております。

次に、認第8号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,488万6,736円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに82.7%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第9号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は4億1,781万7,981円で、予算現額に対する収入率は99.1%でございます。また、歳出決算額は4億1,689万9,281円で、予算現額に対する執行率は98.9%となっております。歳入歳出差引残額は91万8,700円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第10号、平成30年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては8億854万330円で、予算現額に対する収入率は101.7%でございます。一方、水道事業費用は6億5,240万2,947円で、予算現額に対する執行率は92.5%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消

費税を除きました損益計算書における当年度純利益は1億3,572万6,711円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は5,239万3,820円で、予算現額に対する収入率は95.8%でございます。一方、支出額は6億8,382万5,814円で、予算現額に対する執行率は96.4%となっております。この資本的収支における6億3,143万1,994円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度及び当年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 次に、監査委員より認第1号から認第10号まで、以上10議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次君。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから平成30年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業会計の決算審査結果について報告いたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しております意見書のとおりであります。

審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき、関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について比較検討し、あわせて必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び付属書類は関係法令の規定に準拠して作成されており、関係帳簿、その他証拠書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、予算執行状況についても、おおむね適正であると認めました。

しかし、以下に述べる点について検討を要するものや課題として、今後、必要かつ適正な措置を講じていただくよう、お願いいたします。

1、主要な施策の成果について。

今回の決算審査を通して、行政が実施している事業について、多くの成果があることを認識できました。そういった成果について、広報誌やウェブサイト等で今まで以上に市民に積極的にアピールしていただくよう求めます。

2、民生委員との連携について。

地域に密着した福祉が求められ、本市においても独居老人調査、敬老年金、まごころ弁当等の配布等の実施において、民生委員の方々の協力が不可欠となっております。一方、近年全国的には民生委員のなり手不足が問題となっておりますので、これまで以上に地域の問題や課題を行政と民生委員が共有し、今後も連携を強化し、福祉に手厚いまちづくりをしていただくよう望みます。

3、市税等の確保及び収入未済額の早期収納について。

市税現年滞納繰越合計の収納率は95.4%と、前年度比で0.2ポイント改善しています。これは収納の努力による結果と評価しますが、県や他市との収納率と比較すると、本市においては低い水準となっております。特別会計においては、県単一化により国民健康保険税の値上

げが、また、第7期介護保険事業計画の見直しにより介護保険料の値上げがあり、今後未納者の増加が予想されます。さらに、学校給食特別会計においては、滞納繰越分が年々増加傾向であるため、公平性の観点から厳正な措置を適切かつ速やかに講じ、早期収納に努めていただくよう、今後についても引き続き一層の努力をお願いします。

4、繰越明許費について。

土木費等の執行において、複数年にわたり繰越明許費が発生しています。会計制度上認められているものの、やむなく繰り越された事業については、会計年度独立の原則に基づき、早期に完了されること、また、適正に事業を遂行されるよう強く求めます。

5、不用額について。

本決算の不用額は約7億6,000万円であり、前年度と比較して、約1億円の増加となっています。このことは予算で計上した事業が未執行であること、及び決算見込みの金額の分析が不足していることと思われまます。今後はより一層適正な予算執行に努めていただきたい。

6、高齢者施策の見直しについて。

高齢化が進展しているものの、社会環境の変化や医療制度等の進歩で現役として活躍するなど、元気な高齢者もふえています。したがって、高齢者がすなわち老人ではなく、高齢者の実態に見合った高齢者施策が求められます。敬老年金を初めとする敬老事業についても、その趣旨が損なわれない範囲で、かつ関係者の理解が得られる中での施策の見直しを求めます。

7、児童虐待防止について。

本市では今のところ大きな問題は発生していないと認識していますが、本市ではネグレクトの割合が高く、多数のケースが管理されています。今後とも関係機関との連携を密にとりながら適切な対応を継続していただきたい。

8、水道事業会計について。

水道事業会計については、今後老朽施設の耐震工事等、改良、更新に多額の費用を要する時期を迎え、厳しい経営環境で推移すると見込まれます。そのため、今後の財政事務の執行及び事業の運営に当たっては、給水収益の確保のため、漏水防止等に努力され、有収率の向上をさらに図るとともに、未収金対策及び不納欠損処分についても厳正に処理を行い、徴収率の向上に努めていただきたい。

9、総括。

現在、国内の景気は足踏み状態にあり、米中貿易摩擦による影響も懸念される状況にあります。本市の本年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額の実質収支は黒字ですが、財政力指数については前年度と変化はないものの、大型事業に対して発行した起債の償還が要因で経常収支比率については98.9%となり、前年度と比較して3.3ポイント、10年前と比較して7.7ポイント増加し、財政の硬直化が進んでいます。このような厳しい情勢下において、本市では子どもたちを初め、市民が安心して暮らせるまちづくりのための各種の施策の推進にも取り組んでいかねばなりません。今回の審査結果を踏まえて、より一層安定した財政基盤の確立に向けた取り組みや、効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行

うなど、経費全般について徹底した削減、合理化に努められるよう強く望むものです。

最後になりますが、私にとりまして就任後初めての決算審査でもあり、一言申し上げさせていただきます。

昨年度、官製談合が発覚し、市政に対する市民の信頼が大きく損なわれることになりました。このことに対して、市長は長としての責任を明らかにするために自戒による措置をとられるとともに、再発防止のためコンプライアンス研修を実施されるなど、市民からの信頼回復に尽力されています。今後も葛城市行政の透明化、公正化を目指し効率的、効果的に行財政運営をされるよう、市長を先頭に職員諸氏が丸となり、国、県の動向を注視し、常にコスト意識を持ち、市民福祉の向上に取り組んでいただきたい。また、監査につきましても、過去の出来事を踏まえ、監査のあり方が問われていると認識しております。監査をすることの必要性並びにその成果について、監査をする側、受ける側が相互に理解し、共有することが不可欠と考えています。監査委員並びに監査委員事務局は、市民からの視線を意識し、監査品質の向上に努め、行政とともに市民の信頼を取り戻すべく努力したいと思っております。

以上をもって、審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく吉村優子。

以上でございます。

藤井本議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案については、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第10号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時55分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、増田順弘君、同じく副委員長、内野悦子君、以上であります。

次に、日程第15、議第44号の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第44号、葛城市忍海集会所の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年4月1日から忍海集会所にございました市民生活部人権政策課の執務室移転に伴い、公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。地域住民が施設を管理・運営することで、地域コミュニティの醸成に資するため、忍海集会所運営委員会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は本年10月1日から令和11年9月30日までの10年間を予定しております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第44号議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第45号から日程第22、議第51号までの条例の制定及び一部改正7議案を一括議題といたします。

本7議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第45号から議第51号までの7議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第45号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の改正に伴い、本年10月1日から消費税率が現行の8%から10%へ引き上げられることによるものでございます。これに伴い、本市の公共施設の使用料等についても、消費税等相当額の引き上げを行うため、15本の関係条例を一括して改正する本整備条例を制定するものでございます。

施行期日は本年10月1日でございます。

次に、議第46号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、今年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うため、葛城市職員の分限の手續及び効果に関する条例のほか、4本の関係条例を一括して改正する本整備条例を制定するものでございます。

施行期日は本年12月14日及び公布の日でございます。

次に、議第47号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、女性活躍推進の観点から、旧姓を使用しやすくするため、平成31年4月17日に、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となります。これに伴う印鑑登録証明事務処理要領の改正を受け、印鑑の登録については、印影のほかこれまでの氏名、氏、名に加え、旧氏での登録を可能とし、旧姓を公的に証明することで、旧姓を使いやすくするため、本条例を改正するものでございます。

施行期日は本年11月5日でございます。

次に、議第48号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法等の改正に伴い、市民税と市たばこ税について所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、加熱式たばこのたばこ税の課税標準につきまして、段階的に紙巻きたばこの本数に換算する規定を整備するもので、施行期日は本年10月1日でございます。

法人市民税では、資本金等の額が1億円を超える法人等に対し、国税と同様に法人市民税の電子申告を義務づけるもので、令和2年4月1日以降に開始する事業年度分の法人市民税から適用するものでございます。また、障がい者、未成年者、寡婦等に係る個人市民税の非課税処置の合計所得金額要件を125万円から135万円に引き上げるとともに、対象者に単身児童扶養者を加える改正を行うもので、令和3年度分以降の個人市民税から適用するものでございます。

次に、議第49号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年5月31日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を受け、代替保育の提供に係る連携施設の確保の緩和、卒園後の受け皿となる連携施設の確保義務の緩和、満3歳以上の幼児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除及び連携施設の確保に関する経過処置の期間を5カ年延長するものでございます。また、副食費の取扱いについての規定を追加するもので、満3歳以上保育認定こども園に関し、主食に加え副食の提供を要する費用について、保護者から支払いを受けることができる費用とすること、副食費用に関し、免除の対象となる市民税所得割合算額の規定の追加、多子世帯に係る副食費用の免除について規定するものでございます。

施行期日は本年10月1日でございます。

次に、議第50号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法等の改正に合わせ、無償化の実施に必要な改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、教育・保育給付認定こども園に関する保育料の算定基準を改正するもので、教育認定子ども及び満3歳に達する日以後の、最初の3月31日までの間にある保育認定子どもを除く満3歳以上保育認定子どもの保育料を、ゼロ円とするものでございます。加えて、市民税非課税世帯に属する満3歳未満保育認定子どもにおきましても、同様の措置を講じ、保育料をゼロ円とするものでございます。

また、幼稚園の入園料に係る規定を本条例から削るものでございます。

施行期日は本年10月1日でございます。

最後に、議第51号、葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、平成30年12月12日に水道法の一部を改正する法律が公布され、指定給水装置工事事業者制度の改善を図るために、指定の更新制を導入し、加えて指定の更新を受ける際の手数料について定めるものでございます。また、水道法施行令の改正により、政令の引用箇所の条ずれを改正を行うものでございます。

施行期日は本年10月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

6番、谷原議員。

谷原議員 1点だけお聞きいたします。事前に通告はしておりませんが、答えられる範囲で結構でありますので、よろしくお願いいたします。

消費税及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整備に関する条例ということで、ここに会館使用料等の料金の改定の一覧表があります。議案書の15ページからになりますけれども、この10%になるに当たって、料金改定ということになるわけですが、17ページのところに備考がありまして、備考の1から8までの8でありますけれども、算出した使用料の額に10円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとするということで、端数が全て10円以上の端数になっておるわけです。1円単位がないということです。これはちょっと感覚的に、いわゆるお店なんかに行くと、消費税が当然上がると、1円単位までの金額ということで、消費税の税率分も含めて商品を購入するときに支払うことになると思うんですけども、この会館使用料において、この円単位のところが切り捨てられて10円単位ということになってるというのは、ちょっと考え方としてどういう考え方でこういう料金が決まってるのかということをお聞きしたいんです。つまり、もともとの8%の税率が10%の消費税率に上がるということで、2%上がるということなんですけど、そうすると普通端数が出ると思うんですけど、10円単位でいくということは、10円未満の端数が出た場合は切り捨てるということは、もともとの会館使用料の金額を変えて要は消費税を込みにしたものを合わせるというの

か、それとも何かの法律上、会館使用料等につきましては、10円未満の端数が生じた場合切り捨ててもいいという考え方でそうなってるのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思うんです。つまり、会館使用料の料金を変えてこの端数を合わせてるのか、それとも10円未満の端数は切り捨てるということが、法令で認められてそうなってるのか、そこら辺の根拠をお聞きしたいんです。私は総務建設常任委員会の方に出しておりませんので、ぜひ、そこら辺のことをお聞かせ願えたらと思います。それが難しかったらまた委員会でも結構なんでありませうけれども、よろしく願いいたします。

藤井本議長 質問を認めたいと思います。

議第45号でございます。端数についての総括的な考え方ということで、ご答弁を求めます。総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの谷原議員の質問でございます。10円未満の端数を切り捨てる根拠、それからその考え方というところでございます。

今すぐに根拠法令等については持ち合わせておりませんので、後日また報告をさせていただきたいと思いますが、基本的な考え方といたしましては、もともと消費税がないときから3%、5%、8%、10%と、こういった段階で上がってきております。その際にそれぞれ税率を掛けて10円未満の端数を切り捨てるという運用をさせていただいております。もともとの使用料から計算をいたすのも本来ではございますけれども、何分3%、5%の時代というのが、かなり古い時代になりますので、そういった根拠的な部分というのがなかなか探せないという状況の中で、計算の基本的な考え方といたしましては、今回ももとの使用料が8%の税率で内税になっているという対応でございますので、それを108で除して110を乗じると。そういったときにこの端数を切り捨てておるところでございます。本来でしたら円単位までということでございますけれども、もともとの使用料の額の中に端数分といいますか、消費税相当分というような明確な区分がございませんので、そこは切り捨てておると。それ以外に外税で課税をさせていただいている使用料等につきましては、当然ながら税率がかかりますので、円までの端数は出るのかなというふうには思っております。

十分な答弁にはならないかもわかりませんが、以上でございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。私がこれを質問した趣旨は、会館使用料のあり方として、消費税増税分をどうするのかというところ辺の問題意識から聞かせていただきました。ありがとうございます。

藤井本議長 先ほどございましたように、根拠法令ありましたら、委員会でまたご説明願いたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第45号、議第46号及び議第48号の3議案については総務

建設常任委員会に、議第47号、議第49号、議第50号及び議第51号の4議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第23、議第52号の損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。本件につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第52号、損害賠償の額を定め和解することについて、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、過去に県派遣教員が勤務していた葛城市立の学校において、故意または過失により違法に児童に損害を加えたため、国家賠償法第1条第1項の規定により、児童が被った損害を賠償するため損害賠償の額を275万円と定め和解しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第52号議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第53号から日程第26、議第55号までの令和元年度補正予算3議案を一括議題といたします。本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第53号から議第55号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第53号、令和元年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,323万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億4,159万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、総務費では臨時雇用賃金の追加、民生費ではいきいきセンター浴室のろ過機の取りかえに伴う工事請負費、また、幼児教育・保育の無償化に係る費用の追加、衛生費ではストックヤード建設に係る工事請負費の追加、農林商工費では市内観光施設のトイレ改修に係る工事請負費、教育費では幼児教育・保育の無償化に係る費用の追加、災害復旧費では、農村広場防球ネットの張りかえに伴う工事請負費等の補正をお願いするものでございます。

また、第2条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第54号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,359万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,519万6,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、前年度決算によるものでございまして、歳出は基金積立金と国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加、歳入は繰越金の追加でございます。

最後に、議第55号、令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,256万5,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園給食副食費免除による学校給食負担金の減額、学校給食総務費では、学校給食調理配送業務選定に伴う審査委員報償費、講師謝礼の追加、学校給食管理費では、学校給食センター設備の修繕料の追加でございます。第2条では、学校給食センター調理等業務委託料として令和2年度から令和7年度までの6カ年度の限度額を定め、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第53号、議第54号及び議第55号の3議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号、議第54号及び議第55号の3議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時21分

再 開 午後0時40分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

予算特別委員会委員長、下村正樹君、同じく副委員長、増田順弘君。以上であります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、10日、11日、27日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、12日午前9時30分から総務建設常任委員会、13日午前9時30分から厚生文教常任委員会、17日午前9時30分から予算特別委員会、19日、20日、24日それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆さんには、早朝から慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時41分